

令和4年度丹波市特定不妊治療費助成のご案内

丹波市では、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられ、兵庫県特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けられたご夫婦に、一定の要件のもと上乗せの助成事業を実施しています。

■丹波市の助成要件

- ① 兵庫県特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けていること
- ② 治療の期間及び申請日において、夫婦の両方又は一方が当市内に住民票を有していること
- ③ 医療保険に加入していること
- ④ 丹波市税を滞納していないこと

■申請期限

当市への申請は、兵庫県特定不妊治療助成事業による助成決定の後、「3か月以内」です。

■助成額

1回の治療額から県の助成額を控除した額で、上限10万円又は県助成額のいずれか低い方

■対象年齢、助成回数

兵庫県に準じます。



■申請書類

- ① 特定不妊治療費助成事業申請書（丹波市様式）
*申請書に電話番号、メールアドレス（ある場合）を記入いただくことで、請求印を省略することができます。但し、請求印のない場合については一切の訂正は不可とします。また押印される場合は、夫婦別々の印鑑をご使用ください。
- ② 兵庫県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の原本
- ③ 指定医療機関や薬局が発行した領収書等の原本（兵庫県に提出したもの）
- ④ 兵庫県特定不妊治療費助成事業受診等証明書（県様式）のコピー 又は丹波市特定不妊治療受診等証明書（丹波市様式第2号）
- ⑤ 法律上の婚姻もしくは事実婚であることを証明する書類（住民票等の続柄記載等による）
*2週間以内に市民課又は支所で発行『住民票の写し』はコピーのことではありません。

		証明書類
同一世帯の場合	夫又は妻が世帯主の場合	・住民票の写し（夫婦分） ※続柄記載
	夫及び妻が世帯主でない場合	・住民票の写し（夫婦分） ※続柄及び戸籍の筆頭者を記載すること
別世帯の場合	夫及び妻が日本国籍を有する場合	・住民票の写し（丹波市内居住者のもの） ・戸籍謄本又は抄本（夫婦両方を載せたもの）
	夫又は妻のいずれか一方が外国籍を有する場合	・住民票の写し（丹波市内居住者のもの） ・日本国籍を有する者の戸籍謄本 または婚姻していることを証明する書類（和訳付）
	夫及び妻が外国籍を有する場合	・住民票の写し（丹波市内居住者のもの） ・婚姻していることを証明する書類（和訳付）
*事実婚の場合		・住民票の写し（それぞれのもの） ・事実婚関係に関する申立書

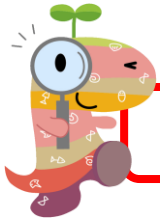
- ⑥ 被保険者証のコピー（それぞれのもの、申請時原本確認）
- ⑦ 市税の滞納のない証明（それぞれのもの、2週間以内に市税務課又は支所で発行）
- ⑧ 振込み先口座の通帳のコピー等口座番号等が確認できるもの（任意）

■助成金の支給方法

- ・申請内容を審査し助成金の交付を認めたときは、翌月初旬に丹波市特定不妊治療費交付決定通知書をお送りするとともに、下旬に指定された口座へ振り込みます。

【お問い合わせ先（申請書提出先）】

兵庫県丹波市氷上町石生 2059 番地 5 （丹波市健康センターミルネ 2 階）
丹波市健康福祉部健康課 TEL : 0795-88-5750 FAX:0795-88-6315



丹波市特定不妊治療費助成事業 Q&A

Q1) 助成の要件は何ですか

A1) 以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ①兵庫県特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けていること
- ②特定不妊治療の期間及び丹波市への申請日において、夫婦の両方又は一方が丹波市内に住民票を有していること
- ③医療保険に加入していること
- ④丹波市税を滞納していないこと

Q2) 丹波市への申請期限はありますか

A2) 兵庫県の助成決定を受けてから、3か月以内です。それまでに書類を揃えて、丹波市健康課の窓口へお越しください。申請期限を過ぎたものは受付できませんので、ご了承ください。

Q3) 兵庫県の他市から夫婦で丹波市に転入しました。転入前に兵庫県から特定不妊治療費の助成を受けましたが、上乗せ部分を丹波市に申請することはできますか

A3) 治療をされた期間も丹波市民であることが助成の要件としているため、受付できません。ご了承ください。

Q4) 振込先口座は、夫婦のどちらの口座でもよいですか

A4) 夫婦のいずれも丹波市内に住所を有するのであれば、どちらの口座でもかまいません。ただし夫婦の一方が市外の場合は、丹波市内居住者の方の口座とします。

Q5) 夫婦同一世帯ですが、同居中の親が世帯主であるため、続柄が「子」、「子の妻」と表記されます。どうしたらよいですか。

A5) 夫婦同一世帯であっても、世帯主が夫でも妻でもない場合は、戸籍の筆頭者の表記で婚姻関係を確認します。続柄に加えて、戸籍の筆頭者が記載された住民票を提出ください。(住民票等取得の際、夫婦であることを証明するための書類が必要であることを窓口へお伝えください。)

Q6) 助成金をうけた場合、確定申告の医療費控除は受けられなくなりますか

A6) 確定申告については、税務署にお問い合わせください。